

## 震災がつなぐ全国ネットワーク規約

## 第1条(名称)

このネットワークは、「震災がつなぐ全国ネットワーク」と称する。

## 第2条(設立の趣旨)

このネットワークは、阪神・淡路大震災を機にいよいよ気付かされた共生型社会の大切さを実践に移す作業として、全国に点在する様々な人々の、様々な違いを認め合いながら、過去の災害が教えた今日的課題を共に学び、共に提言し、あるいは今後の緊急時には共に協働することを基本にする。しかしその関わり具合は各個人や団体により全く自由に選択できる緩やかなネットワークとする。一方、良いことは大いに褒め合い、悪いことは十分に反省し合う素直な関係を築き合いながら、私たちが人としてこれからも「災害支援」の在り方に対して真摯に向き合う仲間の拡大への試みを始めるものとする。

## 第3条(目的)

前条の趣旨を達成するための目的は次の通りとする。

- (1) 国内での災害において、このネットワークが生かされた支援活動を行う。
- (2) 海外での災害において、このネットワークが生かされた支援活動を行う。
- (3) 過去の被災地への支援活動を継続するために、このネットワークを活用する。
- (4) 将来起こりうる災害の被害を減らすために、このネットワークを活用する。

## 第4条(事業)

前条の目的を達成するための事業は次の通りとする。

- (1) 過去の災害を教訓とした検証作業を行う。
- (2) 過去の災害を教訓とした研修会、学習会などを行い、テーマとして地域社会、教育、環境、高齢化社会、国際協力、福祉などを多面的にとらえる。
- (3) 今後の緊急時における救援体制の研究を行う。
- (4) 多種多様な団体とのネットワーク化を推進するための情報交換会などを行う。

(5) 前号のほか、市民主体の社会を構築するための活動を行う。

2 具体的な事業の実践に際しては、そのためのプロジェクトチームを作り、推進母体となることができる。

## 第5条(会員)

趣旨等に賛同した個人や団体で、このネットワークを構成していく。参加資格は特にないが、自らすすんで目的達成のための援助に関わっていく姿勢を基本とする。

- (1) 正会員 団体または個人  
(ともに1票の議決権有り)
- (2) 賛助会員 団体または個人  
(ともに議決権無し)

## 第6条(会費)

(1) 正会員

①個人：年5,000円以上。

②団体：年10,000円を1口とし、口数は任意による。

(2) 賛助会員

①個人：年5,000円以上。

②団体：年10,000円を1口とし、口数は任意による。

## 第7条(会員の資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催促を受けてもそれに応じず、納入しないとき(最大2ヵ年分の滞納は許容する)
- (4) 除名されたとき

## 第8条(退会)

会員は、退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。様式は特に設けず、任意のものとする。

## 第9条(除名)

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この規約に違反したとき
- (2) このネットワークの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 本ネットワークの存続及び名誉に関わる緊急の事態が発生したときは役員会議において議決し、承認を得ることができる

## 第10条(拠出金の不返還)

既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

## 第11条(役員及び職務、任期)

ネットワークという性質上、全員が主人公という原則を貫くものとする。ただし、組織としての位置付けを保持するための役員を置く。

- (1) 代表…1-2名 本ネットワークを代表しこのネットワークの趣旨を貫く総責任者。代表を2名置く場合は共同代表とし、その優劣はないものとする。
- (2) 事務局長…1名 代表を補佐し事務局を運営・維持していく総責任者。
- (3) 事務局次長…必要に応じて1名 代表、事務局長を補佐する。
- (4) 監事…2名 会計および事業内容を監査し、結果を会員に報告する。
- (5) 幹事…原則として、各団体会員から1名、個人会員においては、他の役員の推薦により選任することができ、このネットワークの事業を積極的に担うことを役割とする。
- (6) 事業担当責任者…若干名 実際に担当する事業の責任者。

2 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、選任にはネットワークのバランスを考慮することを基本とする。

3 役員は総会において選任する。

4 必要に応じて、上記役員以外にも若干名顧問をおくことができる。ただし、役員との兼務はできない。

## 第12条(ネットワークとしての意思決定)

## (1) 総会

年度ごとの事業計画、予算、事業報告及び会計報告等については、基本的に年1回の総会を開催することとする。正会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席者(委任状を含む)の過半数で決定し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

## (2) 役員会

原則として年2回の役員会を開催し、出席者の過半数をもって議事を決する。役員会の対象は、代表、事務局長、事務局次長、事業担当責任者とする。

## (3) 年度途中で具体的な事業の提案があった場合

趣旨に添うものであることと役員の合意を経た上、文書または電磁的方法により会員に周知し、特に強力な反対意見が出ない場合は推進していくものとする。

ただし、緊急災害時などやむを得ない場合には、代表の判断にて事業を推進し、後に報告するものとする。

## 第13条(事務局)

このネットワークの事務局を以下に置き、会計担当者を以下に置く。

- ・特定非営利活動法人レスキューストックヤード
- 名古屋市東区泉 1-13-34 名建協 2階

## 第14条(会計年度)

このネットワークの会計年度は4月1日から3月31日までとする。

## 第15条(その他)

この規約に定めのない事項は、会員の合意の上、別途定める。但し緊急を要する場合、あるいは会員に図ることが困難な場合は、趣旨に反しない限り役員会の合意の上、別途定めることとする。

付則 この会則は1997年11月9日より施行する。

付則 この会則は1998年5月31日より施行する。

付則 この会則は2000年5月8日より施行する。

付則 この会則は2005年6月11日より施行する。

付則 この会則は2009年10月1日より施行する。

付則 この会則は2014年5月24日より施行する。